

村上市立小中学校 ICT 環境整備計画策定業務仕様書

1 業務の名称

村上市立小中学校 ICT 環境整備計画策定業務

2 業務の目的

これまで、村上市立小中学校の ICT 環境については、平成 20 年度の市町村合併以前の環境をほぼ踏襲しており、各地区で環境が異なっているなど、公平かつ効率的な教育環境を実現するため、整理が必要となっている。また、国では、ICT 関連技術の進展を踏まえ、学校教育環境においても最新の ICT 機器や関連技術の導入を推進する動きがある。さらに、平成 31 年度からは市内小中学校の統廃合が予定されており、ICT 環境についても整理し、最適な移行計画を検討しなければならない。

これらのことから、村上市では主に学校の教職員の代表者を委員とする「村上市学校 ICT 環境整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を組織し、村上市立小中学校における最適な ICT 環境整備や情報化推進体制について横断的に協議検討し、「村上市立小中学校 ICT 環境整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定することとした。

本業務は検討委員会と連携しながら村上市立小中学校にとって最適な整備計画（案）を策定することを目的とする。

3 整備計画策定方針

- (1) 現状と課題を的確にとらえた内容とする。
- (2) 学校関係業務の効率化だけでなく、児童生徒にとってよりよい教育環境を実現するための内容とする。
- (3) 平成 31 年度からの学校統廃合を踏まえ、財政部局と調整しながら、より費用対効果の高い整備計画とする。
- (4) システム等の要件は、原則として特定の事業者・メーカーに偏らないこと。

4 業務の概要

本業務は、現状と課題の整理、「ネットワーク・機器・システム・ソフトウェアの仕様や情報化推進体制」（以下「機器等仕様」という。）概要の決定、統廃合による移行計画や概算経費を含む整備計画（案）の策定を検討委員会の意見等を踏まえながら実施する。

5 委託契約期間

本業務の委託契約期間は、契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

6 委託契約金額の上限

本業務の委託契約金額は、1,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

7 スケジュール

本業務のスケジュールは、次のとおりとする。変更が必要な場合、別途協議した上で変更する。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 現状と課題の整理 | 平成 29 年 9 月下旬まで |
| (2) 機器等仕様概要の決定 | 平成 29 年 12 月中旬まで |
| (3) 整備計画（案）の策定 | 平成 30 年 3 月末まで |

《参考》検討委員会で平成 30 年度に協議検討を予定している事項

- | | |
|----------------|------------------------|
| (1) 整備計画の決定 | (4) 情報化推進体制の検討 |
| (2) 機器等仕様の決定 | (5) 情報セキュリティポリシーの検討・策定 |
| (3) 整備設計仕様書の作成 | |

8 業務範囲

本市が想定している業務の範囲は、次のとおりですが、別紙2「業務整理表」に提案者が主体として実施する業務、補助する業務等の業務分担を整理した上で、企画提案時に説明すること。なお、記載のない業務が想定される場合は、別紙2「業務整理表」に追記し、業務分担とあわせて企画提案時に説明すること。

(1) 現状と課題の整理

① 必要情報の選定

現状と課題を整理するため、村上市で把握している情報を踏まえ、必要な情報を選定し、情報収集シートなどにまとめ、村上市へ提示する。なお、学校からの情報収集については、提示された情報収集シートなどにより村上市が行う。

② 収集した情報の整理・分析

①により収集した情報を整理・分析し、現状と課題を整理する。

(2) 機器等仕様概要の決定

① デモ仕様作成

最新のシステムや機器などの機能を把握するため、検討委員会において以下のシステムや機器について、メーカーなどへデモンストレーションを依頼する予定である。

◎校務系システム（校務支援システム、CMS）

◎教育系システム（画面転送、教育用ソフトウェアなど）

◎校内機器（電子黒板、タブレットなど）

実際にデモンストレーションを行うものについては、今後、検討委員会などで協議を行うが、メーカーなどへ依頼する際のデモンストレーション仕様の作成を行う。

なお、メーカーなどへの直接の依頼と、当日の会場設営等については、村上市が行う。

② 必要機能等の意見集約様式の作成

現状と課題及びデモンストレーションを踏まえ、検討委員会委員から下記にかかる必要機能等の意見を収集する。

◎村上市全体の学校ネットワークについて

◎校務系システムについて

◎教育系システムについて

◎校内機器について

◎教育情報化推進体制について

この意見収集のための様式を作成し、村上市へ提示する。意見収集については提示された様式などより村上市が行う。

③ 必要機能等の意見の整理

②により収集した意見を整理・分析し、さらに検討委員会の意見も踏まえ、必要機能等を優先順位をつけて整理する。

(3) 整備計画（案）の策定

上記を踏まえ、整備計画（案）を作成する。主な構成は下記のとおり。また、検討委員会での意見を踏まえ必要な修正を行う。

① 策定の背景

国が進める教育情報化の動向などをまとめる。

② 現状と課題

村上市立小中学校における現状と課題をまとめる。

③ 基本方針

上記を踏まえ、整備計画の基本方針（案）をまとめる。

④ 具体的な取り組み

上記を踏まえ、具体的な取り組み内容（案）をまとめる。

⑤ 整備スケジュール

上記を踏まえ、具体的な取り組みの推進スケジュール（案）をまとめる。

⑥ 概算費用の積算

上記を踏まえ、年度別の概算費用を積算する。

(4) その他

① 検討委員会への参加

検討委員会へ参加するとともに、整備計画（案）策定のため、必要に応じて説明・助言を行う。なお、本契約期間中に5回程度の開催を予定している。

② 村上市との打ち合わせ

整備計画（案）策定のため、必要に応じて村上市と打ち合わせを行う。